

古史傳拾遺

下

和書門			
類	號	函	架
四	二五	一八	一
冊	一	三	一

內閣文庫		
和書	號	函
四	二五	一八
冊	一	三

內閣文庫	
番號	和 42518
冊數	40 (40)
函號	140 185



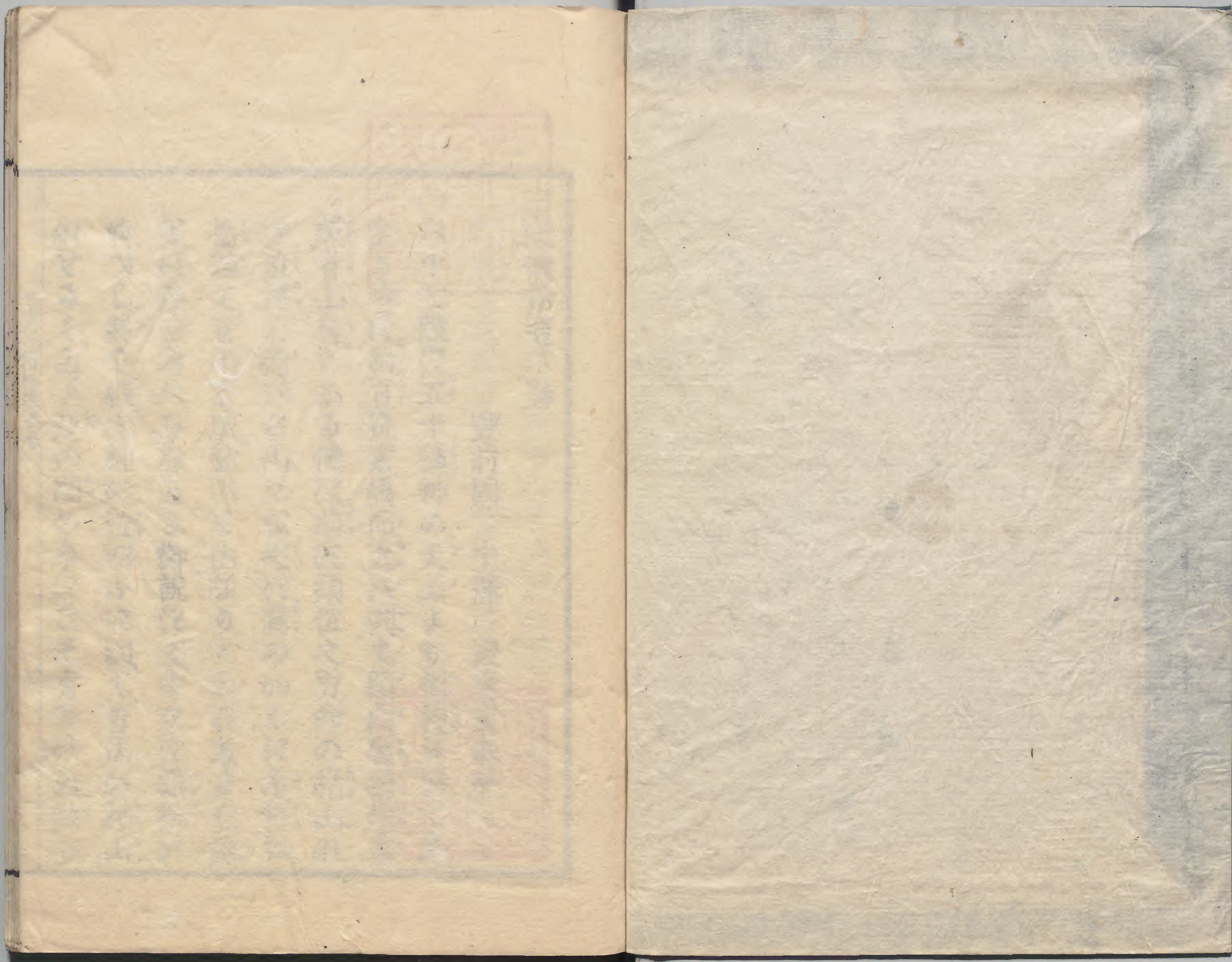
Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

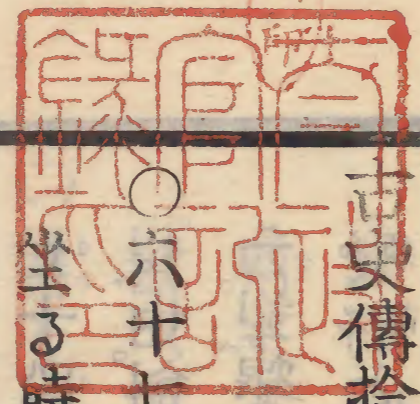


© Kodak, 2007 TM: Kodak

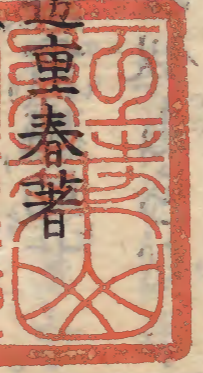




古史傳拾遺下卷



豐前國中津渡邊重春著



六十段に五十猛神の天上より樹種を持て降
 坐る時に始自筑紫嶋而大八洲之国内悉播殖而
 成青山矣とある傳に前に須佐之男命の枯山肌
 す泣枯し給へる山々を悉に舊の如くに木種を
 播殖て青山と成給へる由なりと云れあるを餘
 更に深く考へられぬ御説にて中々に非説を
 述べし其を彼大神の泣給ふに因て青山の枯山
 肌せるを多し暫の間之事にこそ有るけめ然を

の了久しき年を経あるに非むとそ所思る。い
のにと肌を。然る御所業の有るに。五十猛
神の樹種を殖て。青山と成て給ふまで。幾百千
年とも知らえざる。其年間木祖久々能智神。草
祖草野比賣神も座坐す。御靈幸の止ぬるとせ
む。如何でさる事あらむ。命の山
○七十段の大蛇韓鋤之劍。傳に纂疏云。韓鋤猶言
犁也。劍形類犁。故曰とあり。和名鈔農耕具に。廣韻
云。犁墾田器也。和名加良須岐。まゝ釋名云。鋤去穢助苗也。
和名須岐。ともあり。とあれと。劍形の鋤に似らむ事

おぼつゝのなし。假令似らむにもあれ。其を以て。
斯をのり靈しき劍に稱へ云む。如何れ。さを
云へ。未思得とる説もあらぬ。例の試に云む。
韓を唐衣辛擲のとの加良と同む。明の阿の省
である辭鋤を佐伎と通辭にて鋒の刀を鋒の美
き板賞れを。その鋒の光の明く麗しきを稱へて。
明鋒と云へるに非ざる。犁加良須岐と云
む。皇國の須岐に對て。韓國より渡れば。云へる
名れるべけれ。この御劍に名を負せむ事い
ふれ。櫻井貞贊云。我石見國の俗言は。魚肉ぬ
と。中よ。二に割分る事。云と云。

是に據て考れを、韓劍の韓を、鷲を、鷲に、大蛇の腹を割給ひし劍れを、然云ふは、や、農具の犁も、土を割給ひし劍れを、よ、の、同段の御劍の事に屬て、直養の説に、最初天照大神の伊吹山に落し給ひし劍が、此山にすめる蛇吞て、出雲の通川にゆきて、禍事れら、松、須佐之男命に切殺されて、寶劍を取られしを憤り、再生の願て、又元の伊吹山に居て、尊の通て給ふを待受て、佩給へるをとり、入さむとの心ぬるべきを、寶劍の知て、姫の許に残り居給ひしれり、と云へるも、一説とや云をまじ、但し宮貴姫の終

○同段の御劍の事に屬て、直養の説に、最初天照大神の伊吹山に落し給ひし劍が、此山にすめる蛇吞て、出雲の通川にゆきて、禍事れら、松、須佐之男命に切殺されて、寶劍を取られしを憤り、再生の願て、又元の伊吹山に居て、尊の通て給ふを待受て、佩給へるをとり、入さむとの心ぬるべきを、寶劍の知て、姫の許に残り居給ひしれり、と云へるも、一説とや云をまじ、但し宮貴姫の終

に觸給へる故に、御劍の御身を離して、留り給ひけむ事と云まくも更れり、此は後の事れと、事の因に記しつ、

○七十五段の夏之賣神の名義を、記傳の説に引れぬるにて聞えぬ、次に、秋毘賣神と云ふあるに對へて思へむ、夏の下之字を、比字の草書の似ぬるより、寫誤れるに非ざる、

○七十八段、八千矛神の名義を、傳に、師云、武威の八千と多き矛を、持とる如き意に、彌へし御名ぬるべし、とあるに、師も依られぬと、信難し、矛の數

多しとて。いゝので猛しとせむ。此も大倭神社註
進狀に舊記に引て。大己貴神以廣矛爲杖令撥平
豐葦原中罔之邪鬼。是時號曰八千戈神とあるに
思ふに。この廣戈に因れる御名れるべく所思ひ。
然れを。八も彌。千も千劍破の千と同むく。伊知と
も伊都とも云て。嚴字の義に非ざらばか。

○八十三段の須勢理毘賣命の名義を傳に記傳を
引て。火須勢理命と同むく。進む意れり。其も今こ
の比賣神の方より進みて。夫に婚ぬまふ故の御
名れるべし。と有りと云れおまると。さる意以て。御

名を負せむ事如何にぞ聞ゆる。此も父神須佐之
男命の須佐を進にて。此須勢と全く同語れるに
思ふ。父神の御名に因れる成るべくぞ所思る。
叔須佐之男命の須佐也。天照大御神と御誓坐る
に勝給ひて。於勝佐備荒健而とある意の御名れ
る事。師の云れあるの如くれる。進の詞の中
に。建き義も含て聞ゆれを。須佐之男と申すも。
おのづのら稱へある御名れる故に。須勢理毘賣
命も女神のら。大名牟遲神の嫡后と爲て給ひ。
後より助て功しき神と爲て給ひおまを。其武威

を稱へ。父神の御名を取て。如是も負せ奉れる成
 べし。殊に師の云れある如く。此女神も。御誓坐る
 時に生坐る三女神の一柱とます神に御すれを。
 父神の勝さびに荒び給ふも。此御子生の御誓よ
 事發れる所れを。其御子にも然る御名を負せ
 奉れるにそ有べき。のく思寄て三女神の御名義
 思ふに。多紀理毘賣命。多岐都比賣命を。記傳に。
 河の早瀬の状を云言所れを。二柱ともに。安河に
 依れる御名にや。と云れぬれと。多紀理も。健の義
 多岐都も。健之の義ならむも知るべからず。
河瀬の多

紀留と云も。健き義れ。我が國の俗言に。怒て物
 云ふ。多岐留と云。攝津國邊にて。多岐留と
 云ふ。古事記孝照天皇の御卷に。多紀。臣と云
 ふ。あり。名義を同じき。非ざる。知らず。され
 を高津比賣命の高も。常の高小を非で。健の義の。
高。健の。高も。健も。本。一。義。れ。又。狹。依。毘。賣。命。の。名。義。也。記。傳。に。
 眞宜の義と爲られぬれと。此も狹を須佐の約れ
 ぬ。其の物案の大御神に因れる男御子にさへ
 に。勝速日と申し奉る也。況て物案の須佐之男命
 に因れる女御子に坐せを。父神の御名に因て。負
 せ奉らむ事。さもあるべき事に非ずや。
 ○八十五段の愛思而御寢坐矣。傳に師云。波斯久

○メテイックを字の如く愛慈しむ意にて。倭建命の波斯ハシケ夜
斯レと歌ひ給ひ。萬葉れとにも多く見え。愛字を書
る例も彼集にあつた。云々。とあるに因て。猶深く考
るに。上代ツの詞も。其本イトスギを甚妙イトスギありけむ。或アルは物
に觸れ。或アルは事に當て。用語の體語とれ。體語の
更サラに用語と成れるも有て。終に方今イマの如く。千言
萬語と成れる。那めれを。其言おに同むけれを。其
義コトも元を必ズ同むらざるべのちらず。是コを以て思
へを。愛は波斯と云も。橋は波斯と云は活ハシカして云
れるべし。さるを。人ハを愛く思ふを。思隔オモヒハてず。彼方カナタ

と此方との間。心は渡し通す意をへあれを
れ。但し橋の本義と間
れ。事云も更れ。

○八十六段の。大名牟遲神の。須佐之男命の。天沼琴
取持トリモタして還坐す事。記傳に。須勢理毘賣命は。
毒メとする表物シレモノとする由見えある。師も。此の傳
に信用ウケビキ給わず。此も須佐之男命の御靈ミタマは。兼賜ウケタマを
は。壘シレンの器と爲られぬ。二大人の毒シしき説
も然サる説れと。熟思ヨクシふに。も。然シカラ在むに。須佐
之男命の。大名牟遲神は。豫母都平坂まで追到坐
て。遙ハシカに望ミサケて詔ウリタテへる御言に。の沼琴ヌボトの事コトは。主ムネと

詔ふべきに然て無くてまづ生太刀生弓矢の事
に宣ひ。次に須勢理毘賣命の事な宣ひて沼琴の
事を宣はず。又上文にも其大神之生太刀生弓矢
及其天沼琴と有て沼琴に次に出されあるに思
へむ。師説も中々に信難く。記傳の説を宜しく聞
ゆる。抑須佐之男命の稜威の御靈に大名牟遲神
に幸へ給ふ事む。云までも非されと其を生太刀
生弓矢にを取託て賜ひけむ。故大神の御言に其
汝之所持之以生太刀生弓矢而汝之庶兄弟者追
伏坂之御尾追撥河之瀬而意禮爲大國主神亦爲

宇都志國玉神而云々と詔へるれり。猶九
十六段の所に云ふに合考ふべし。
○九十段の遣使而白上於神産巢日御祖命則詔曰
此者窠我子也とあるに師を記傳に引て白を右
の状に云々と白すれり。上を少毘古那神に高天
原に率て詣で。御祖命の御許に獻るを云。
命の詔に此者窠我子と詔ふて眼のと云れられ
と白上と云ふ言いのに見ても然て聞えず。御祖
命の此者窠我子也と詔へるも御使の白せる言
字受て此と詔へるなれを此に以て少毘古那

神カミ上ノ給タマフへる證アケシとも爲ナすべし。紀キに彼カ矣ナラハ。
とさへある也ヤ。下文イマシに。汝イマシ葦原醜男アシハラウシノヲ神カミと詔タマフへる
も。此コノ神カミに對ムカひて。汝イマシと詔タマフへるに。非ヒざる也ヤ。思オモ
ふべし。よと大國主オホクニヌシ神カミの御掌中ミタナソコに置オケ給タマフふに。跳トドリて
其ソノ頰ツラを齧カシ給タマフへる。或アルは御祖命ミタマノの不順シツカハシ教養シヨウ云々ト。此
と詔タマフへる事コトともを思オモふに。彼カ御使ミツカヒと共に。容易タヤシク
天上アマノに昇ノボリ給タマフむ事コト。思オモつゝ。あなご。あにもかくにも。
記傳キデンの説セツを採ツキて難ナシくぬむ。○九十六段に。大國主オホクニヌシ神カミの以ナ廣ヒロ矛ホコ爲ツカシ御杖ミツヱ而シテとある
廣ヒロ矛ホコ傳デンに。其ソノ御ミ矛ホコも。決キめて大物主オホモノヌシ神カミの依ヨリ來キ坐マ

る時に。持モチ賜タマフへる鞋スベ矛ホコぬはべきを。御杖ミツヱと衝ツカして
因ユ作ツク給タマフへる也ヤ。天地アメツチ初ハジ發シの時に。天津アマノヒ神カミとち。伊邪イナ
那岐ナギ伊邪イナ那美ナメ神カミに。瓊ニギハヤヒ矛ホコを賜タマフひて。御事ミコト依ヨサ給タマフ
へるに。符カナひて。深コソき由ヨシある事コトと通キひとあるに。據ヨリて。
負オツケ氣ケ無クくも猶ナ深コソく考カガるに。此コノ國クニももと。伊邪イナ那岐ナギ
大神オホカミの須佐スサ之ノ男ヲ命ミコトに。汝イマシ命ミコト者セ所シ知シラ青アヲ海ウチ原ハ潮シホ之ノ八ヤ
百ヒャク重ヘナ也ヤ。と御事ミコト依ヨサ給タマフひしノ也ヤ。○青海クハ原ハラ潮シホ之ノ八ヤ
百ヒャク重ヘナ也ヤ。と御事ミコト依ヨサ給タマフひしノ也ヤ。○
地球チキウ全ゼンに。古コ言ゴンぬる事コト。幽フカ契キ有リて。御母ミハハ許カリ根ネ之ノ堅カタ
洲ス國クニに到イデ坐マしき。然シカれども。御父ミチチ神カミの汝イマシ御言ミコトノコトを忌イマシ
れ給タマフむ。御心ミココロ座イハ坐マし。暫シバシバの間マヒも。此コノ國クニに留トド坐マして。

太心き御功績立給ひ。然て終に御心の隨に根、
因に到坐るれけり。此も師説に詳れ也。如斯て後に須
佐之男命の曾孫大名牟遲神の根因に到坐して。
御祖神の生太刀生弓矢を取らして。還坐す時に。
御祖神の豫母都平坂まで追到まして。其汝之所
持之以生太刀生弓矢而汝之庶兄弟者追伏坂之
御尾追撥河之瀬而意禮爲大因主神云々と詔へ
るを。彼青海原潮之八百重に知らせて。御事依
しの大御言に。此神に果さる給ふ御靈禪の御
言に有ける。此も師説に詳れ也。さて大名牟遲神を。其

御言の任に平因給ふ時に。少毘古那神。海原より
歸來坐し。この神と共に。御力を戮せて。因
巡作堅め給ひ。以て少毘古那神を。常世因に渡坐
し。其御跡に残りて。已命獨して。因作難けむ
と憂給ふ時に。其幸魂奇魂の神の天糺矛持て。
常世因より還來坐して。其糺矛も。御杖と
突して。因中の邪鬼を撥平給へる。其事の運びを
思ふに。其和魂ニギハヤヒの外國トツに到坐し
給へるを。彼大因主神とあれとの御言に蒙りて。
夜見因より還來坐して。荒御魂を。生太刀生弓矢

松持て。此御国松作、堅め給ひ。和御魂を。薙矛松持
て。外国に渡らして。彼国松作、堅め給へる事とを
所思ふ。さて其薙矛の出自を。傳りければ。知は
べき。ぬら糸と。上件に云へる事とも。ゆ考ふる
に。此を。決めて。彼生太刀生弓矢と共に。夜見、国と
を。取らして。還、坐せる。ぬらむ。生太刀生弓矢を。
此、御国を。作、堅め給ふに。携給へる。松、神等の御眼
前に見行せる。故に。其品の。出自松語傳へるを。
薙矛を。外国に渡らして。突とある。おれを。御国に
坐す神等の御目前に見給む。ぬ品ぬる。故に。その

出自松傳へ洩しけむ事。さも有るべき事に。亦も
有ける。但し彼生太刀生弓矢に。須佐之男、命の御
稜威松托て。譲り給ひけむ事。八十六段の處に
云る。お如くぬらむ。此御矛にも。稜威の御魂の副
了けむ事。云まくも。更ぬる御事に。こそ。以廣矛爲
御杖。而撥平国中之邪鬼。而国作給矣。因亦名謂八
千矛神とある。にて。も。然る事とを。察られぬ。廣
矛に。因れる御名松。負給へる。松思へる。生太刀生
弓矢より。も。御靈の副了けむ事。を。却て。此廣矛を
主あるべき。此松以ても。此御矛を。太刀弓矢と共に

に夜見、固より持歸り坐る事疑無く所思る。如
此て後に皇美麻命の御天降給ふとして、経津主
神、武甕槌神を大國主神の御許に遣さえ給ふ時
に、二柱神に彼廣矛を授給ひて、吾以此矛率有治
功。皇美麻命用此矛治國則必當平安云々と宜ひ
て授給ひ。此御矛を以て國を治めと先給へる事。
此亦青海原潮之八百重を知らせとの大御言を
幽より成竟しめ給ふ一端とも伺ひ奉らゆ。た
奇靈に妙れる事の又別に奇靈に妙れる限りに
そ有ける。穴尊しや。も

○九十七段の男莖を作して、田畔に置く處の傳に。
○十訓抄に、笠嶋の道祖神の陰相好と給ふ事あ
り。こゝに由あるのと云れ給ふと。此を別事なら
む。道祖神を支那人れるを塞神と混むる事を。
先賢の説の如く、塞神三柱の中に岐神を。
二十一段の條、神宗男莖に坐す故に、皆人の男莖
に獻る習ひと成れるにこそ。其は十訓抄に、陰
相好と給ふ狀に、書はにやあらむ。

○九十九段に、須勢理毘賣命の御歌に、阿波母與賣
邇斯阿禮婆。那遠伎互遠婆那志。

古史傳拾遺下卷

○十

夫て無^ナ那^ナ遠^テ伎^キ豆^ツ都^マ麻^ハ波^ハ那^ナ志^シ
夫て無^ナしれど 志^シを^ハ齋^ハて^ハ夫^ハと^ハ詠^ヒ給^フ
 へるが思ふに神世より廿^ニ一度^{ヒト}嫁^トて^ハ二^ニ回^ヒ夫^ツ
 松^マ持^テぬ^ル御^ミ掟^{オキテ}の有^リれ^ルべし。されむにや。伊^イ邪^ヤ
 那^ナ岐^キ伊^イ邪^ヤ那^ナ美^ミ二^ニ柱^ツ大^オ神^{カミ}。豫^ヨ母^モ都^ツ平^ヘ坂^カに^テ事^{コト}戸^ド松^マ
 度^ワし。夫^メ婦^メの親^{イム}睦^ツを^タ断^{タチ}給^フひし^のとも。さて後に伊^イ
 邪^ヤ那^ナ美^ミ命^ノの他^ア神^{カミ}に御^ミ嫁^{アヒ}坐^スる事^{コト}も聞^キえず^ルむ。赤^カ
 縣^ラ州^{シマ}にもさる趣^{サマ}の規^ノ則^リの聞^キゆるむ。御^ミ国^{クニ}の教^ノ
 彼^カ国^{クニ}にも及^ビべ^ルれ^ルけり。
 ○百^ヒ段^{ダン}に。大^オ国^{クニ}主^ミ神^{カミ}。娶^{ムスヒ}胸^{ムナ}形^{カタ}奥^{ウラ}津^ツ宮^{ミヤ}坐^ス神^{カミ}多^タ紀^キ理^リ毘^ヒ賣^メ
 命^ノ而^{シテ}云^フ々^々とある處^{トコロ}の傳^ワに。大^オ国^{クニ}主^ミ神^{カミ}の此^{コノ}神^{カミ}に娶^{ムスヒ}

給^タへ^ル事^{コト}松^マ信^シず^シて。左^{ヒダリ}右^{ミダリ}云^フ枉^{カマ}る^ムむ。師^シ言^ハの如^シく。
 後^{ノチ}世^ノの私^シ言^ハれ^ル也^{ナリ}。此^{コノ}神^{カミ}は須^ス佐^サ之^ノ男^ヲ大^オ神^{カミ}の直^{チカ}の御^ミ
時^{トキ}せ^ルれ^ル事^{コト}多^クし。何^ニの疑^{ウタガ}む。と云^フれ^ルる^ル也^{ナリ}。
 信^シに然^シる^ル説^セれ^ル也^{ナリ}。此^{コノ}頃^{トキ}幽^ウ冥^{メイ}の状^{サマ}松^マ髻^ヒ鬢^カに兼^カる^ルに
 も尊^{ソウ}神^{カミ}を幾^イ回^ヒもく若^ワ返^カす給^タふ物^{モノ}れ^ル也^{ナリ}とぞ。され
 む。凡^{ソト}人^ノの意^イ以^モて。神^{カミ}の御^ミ上^ノ松^マ。左^{ヒダリ}右^{ミダリ}議^ギす^ベき^ニ非^ズ
 ず。此^{コノ}に屬^ツて思^シふに。古^コより世^セに若^ワ歸^カると云^フ言^ハの
 あるも。人^{ヒト}松^マ祝^{イハ}ての言^{コト}に^ハあ^レれ^ル也^{ナリ}と。人^{ヒト}の上^ノに^ハも。一^{ヒト}
 度^{タビ}老^{ラウ}て^ハ再^{マタ}若^ワ返^カる^ル事^{コト}れ^ルき^をの^ハは語^{コトバ}の^アる^ル也^{ナリ}。
 蓋^ケくも幽^ウ冥^{メイ}の言^{コト}の世^セに洩^モる^ルに^ハも非^ズむ^ル也^{ナリ}と所^{トコロ}

思ボゆ然らすむ神世はより云傳言の中にも然る類

れは多オホのコトなり意に注て考ふへき事にこそ。

○百四段に。大國主神云々。娶朝山坐眞玉著玉之邑

日ヒ命メノ而コト毎ニ朝アサ通カヨヒ坐マシ矣キ故カレ曰イフ朝山アサヤマトとある傳に。其解

を缺カれぬり。此コも朝アサ毎ニ通カヨヒ坐マシすに。山ヤマ越ワ給ヒけ

び故カラに。朝山アサヤマと云へるの。ゆて今イマ世ノの諺ワザレに。何事ナニコトに

まれ朝物アサモノするは朝山アサヤマと云を。此コト故コト事コトよりぞ出デ於ケル

らむ。又マタ晝物ヒルモノするを晝山ヒルヤマと云を。朝山アサヤマと云より。其ソレ

に對ムカへて云イハ出デぬる言コトぬるべし。

○同段ぬる薦枕コモマクラシ志都ツ沼ヌ值チ命ノと云神の名義ナミに傳に。

薦枕シヅマと静シヅ寢マと係カケる發語コトぬる。沼ヌをすぬるとち寢マ

ぬるべし。又マタ若ニシくを。主ヌシにて静シヅ主ヌシの値を例の男神

を稱へぬる言のと云ぬるを。少コトし云足タラをぬ心

ちす。志都ツ沼ヌを静主ヌシ値チを男神を稱へぬる言ぬる

事コト。師シ説セツの如くぬしと。其レ志都ツ沼ヌを静寢マとも言コト

の通ふ故に。薦枕シヅマの冠辭ハ加フへぬるぬらなり。

○百五段猿田サマ毘古ヒコ大神ノ傳ニ。猿田サマを佐田タと訓べ

し。猿サマ古コを佐とのも云ふ故に。借カリて書ふと

見ミゆと云ぬるに因ユて考るに。麻マ志シ羅ラの羅を加

ふとる助字マシメコトバにて。本ホ名ナを麻志シぬる。故カレ萬マン葉エフぬとに。

麻志の假字に。後字に書す。以て麻志の逆約を佐
ぬる故に。後字に佐とのとも云ひけむ。留と云言
の加えて。佐留とぬれるぬらむ。逆切の例。伊那
那岐の命の岐。比
古の逆切。伊那那美命の美
比賣の逆切ぬらむ。

○百六段に。爾高皇産靈神。天照大御神之命。以而云
々。議曰。此葦原中国者。我御子之可知。因言依所賜
之因也。故於彼因道速振荒振。因神如螢光神邪神
等多在。而磐根木株草片葉。猶能言語。夜者若火瓮
而喧響之。晝者如狹蠅而沸騰之。とあるを。記よ
紀の正書と一書とに據て。記されぬるぬるの如

螢光神と。右火瓮と。重ていふ。にを聞ゆるは
はむ。紀の正書に。彼地多有螢光神及蠅聲邪神
と見え。一書に。夜者若燦火而喧響之。晝者如五
月蠅而沸騰之。と見え。出雲因造神壽詞に。水穗
因波晝波如五月蠅水沸支夜波如火瓮光神在と
ある。此併考は。火瓮も螢火も共に五月蠅に對
へある語にして。一を螢火に以て譬へ。一を火瓮
に以て譬へある古傳に。そ有ける。其を二取ら
載む。中々に重複して。文拙く所思ゆ。以て火瓮
を傳に。記傳に引きて。瓮を字の如く。瓮の内に燒

く火ぬりとあり。此を詳ぬるにぬ解ぬ記。火の紀記。
釜此云倍とあり。和名鈔に云。甕を亦作釜。和名
太非と見え。新撰字鏡に云。甕釜とも。彌加と
訓とされ。釜を彌加とも。毛太非とも。倍と先名
を異ぬるも。同物ぬる由也。師説の如くぬるの
釜の内に焼く火と云。庭燎を焼くは釜の内に松
明ぬと焼く。如き物を云ぬぬる。ぬる物ぬる
ので火釜と云ふべき。強て云て。釜火ぬと云
べく也。又釜を竈の義と見ても通えず。かに毛物
くにも釜の内に焼く火と云事も。曖昧説ぬる。故

重春考るに釜を。萬葉に齋釜堀居と云言多く。神
壽詞に嚴釜黒益とも云ひ。埒の魚釜ぬるは思へ
を。倍と云はる器の惣名にて。物を炊く器もある
ぬ。ぬれぬ。火釜と云。菜釜の下に火を焼く。竟て所
謂る嚴釜黒益とあり。如く。其釜の尻の黒める煤
に著る火の幾度とぬく燃え消えきらぬく釜ぬ。
火釜と云ぬるべし。火に成れる釜。此は螢によ
く似ぬる物ぬれぬ。如火釜光神と云ふ事ぬ。一に
を如螢光神と語傳へむ事。さもあるべく。そ所思
る。さて彼一書に夜者若燦火而喧響之と云はる。

若燎火光神の磐根本株に喧響ひ誘ひ立る云
言いて火釜を音ある物に非ざれを師を富倍能
母許呂邇と訓れぬれと邇の下に斯互と云言ぬ
加て訓べくや然れをこそ記者も而字ぬを入ら
れあるぬ免れ如此見ると如螢光神と云一句
を削らば欲くぬむ扱又如螢光師を尊神の光此
太じきに對へて卑神の光少きぬ云よし二十九
段云れぬと然らむとぞ思ふ如螢も如火釜も
邪鬼の怪光ぬ放ちて消え消すみ炫く状を譬へ
云語ぬるべし二十九段に云はぬ立復て見て併

考へてよ

○百八段雉名鳴女の傳に本居翁の説ぬ引れて雉
とのと云ても事足れるぬ又のく名鳴女としも
云るを御使に遣す處ぬる故に人免のむき名ぬ
擧たる物ぬと云れぬるに據て猶思ふに顯幽
いはど分れざる以前を更にも云をす分れて後
も鳥獸を幽冥に屬く物にして神の御使物ぬる
事を師の既く云れぬるの如し故神の使ひ給ふ
鳥獸にを谷々某々に人免のむき名ぬ負せて呼
給ふ事と見えぬ又然らぬも彼を彼の族の中

以て其々の名を有るべく所思るされをこそ
 今も狐狸ぬどの人に憑りて物言ふに聞くに我
 を何所の何某ぬど人めるとき名ぬ告ぬらぬ但
 しのは物も其世の風に從ひて名ぬ負する事
 と知らる其を神世に名鳴女口ぬぬと云状の
 名ぬぬ今狐狸ぬどの名告ぬきくは某太郎某次
 郎或をおさんおいちぬと云て凡て方今の人の
 名に異ぬる事ぬきを以て察るべし
 ○百木段に天稚日子之父天津国玉神云々知天稚
 日子之死而遣疾風神擧尸而致天云々とあるぬ

思ふに天稚日子を此度皇美麻命の御天降の事
 に屬ての重き御使ぬるの大義ぬ過りて復命さ
 ずいとく罪重き神にし在れぬ父神と雖其尸ぬ
 容易く天上に致さむ事ぬ難あるべき理ぬ

 八百萬神の須佐之男命に海所行甚惡也故勿
 逐々給へて知るべし

 然はぬ父神の御心と其尸
 ぬ天上に致さし免さるぬぬらぬ葬儀ぬとも
 公然に執行をぬある事甚々訝むぬらぬや且疾
 風神を如何ぬる神の知難けれと志那都比古志
 那都比賣神の御手先の神に坐す事ぬ申すも更

にて。天孫本紀に。饒速日命の死坐る處に。高皇
産靈神の命以て。此神は此国に降を給ひて事も
あるを。然る神はも。天稚日子の屍を致さじむ
る使に遣し給へる事。是亦疑し。故考るに。天稚日
子の父神天津国玉神と申すを。記傳にいふ所
所以とも知る。とけれと。推て云々。此神葦原中
国に降居て。国經營に功の有じし故に。国魂と云
ひ。天上の神にして。国魂れる故に。天津と云に
也。云々と云れある如く。父神の御功績の太心
とけむ故に。天稚日子の罪は宥給ひ。せむ疾風神

はも貸し給へるに。非ざる。然とも忠ならぬ
罪を遁るべくも非孫を。殞の事。他神等並に行
ふ事を得ぬ。屍を衆鳥を以て。事依せるに。そ有
とけむ。其を人に非はとの。天神とちの御計ひと
を窺ひ奉らる。扱然をあり罪ある神は。式に出
雲国出雲郡に。天稚日子神社二あり。国史にも。貞
觀十三年二月十六日。投近江国正六位上天若御
子神從五位下。御子の御も。日子の日に。横にあ
はむ如何をといふに。此を大國主神の。此顯国は
皇美麻命に避奉れる。功を痛く愛給ひて。こまぬ

〇百十六段に於天安川亦造打橋とある史句の解
 ぬし。此を例の試に云む。天安州を高天原ぬる
 天照大御神の大御門の前を流流るる川にて。此国
 より神等の朝參するに。必渡るべき地にある
 河ぬるべし。須佐之男命の參上を給へる時に各
 河に對して。天安河而相對立而宇氣布之時
 とあるが以故。故大國主神の此國より參上を給ふ
 と知るべし。

時の料に特に打橋を造り給へるぬるべし。さる
 む。打橋とむ。本居翁の説に移橋ぬる。都志々知
 と尋常の橋の如くに同所に定めて懸おく橋に
 を非はて。時に臨みて何處へぬるとも。移し持行
 て懸る故の名ぬると云れぬる如く。平生は他所
 に取除置て他神等にを渡らし免すて。多々大國
 主神の參上を給ふ時にのこ懸る橋と所思ゆ。此
 も此神を特に崇敬へ給ふ御待遇の一にそ有る
 ける。

〇同段の百八十段の白楯を供造給へる事。何の料

○とも量難けれど。試に云む。大國主神の幽世に
 隱坐て。事とある時。天皇命の皇軍守給ふに
 神と雖。楯を用ひ給ふは。故楯を供へ造ちせ給
 へる。凡そむ。○同段。稍背脛命。天鳥船神是也とある傳に。名義を。稍背脛
 諾否にて。言代主神の諾否を問へる。故に。賀賀。脛
 脛む。丁。余富呂と云如く。使者に立する。故の名
 ぬるべし。云々。此神や。天鳥船神。亦名天鳥命ぬる
 由む。云々。は。書紀に。穗日命。天國體見。天降。毛
 給へる。後。其子。大背飯。三熊之。天久。亦名武熊之

大。遣す。とある。故。崇神祝詞に。武三熊之命。故
 遣す。とあり。彼此の傳。考合せて。同神の名の種
 種に傳れる事を。曉るべし。云々。大背飯と負る名
 義も。師も。且々云れぬ。如く。背飯も。背脛も。同言
 にて。波岐と比大諾脛ぬるべし。と云れぬ。の。稍
 背脛命。天鳥船神。天夷鳥命。大背飯。三熊之。大人。武
 三熊之。大人。之。凡そ同神ぬる事。論あるまじけれ
 ぬ。各義の解。信難く。所念ゆ。さる。まじ。今度の
 御使。熊野。諸手船に乗て。遣さる。えぬ。にて。一。名
 故。天鳥船命。とも申す。ほどの事。に。あれ。御使

に立給へるにもあれ。脛の勞を甚少く。且伊多佐
之小江より。言代主神の坐す三津之埜まで。同
じ出雲國にて。師の引れる肉山。真龍の考に因
はに。路程も遠らぬ地れるを。其勞を稱へて。脛
と申すべくも非ず。此を思ふに。宇氣母智神の殺
さえ給へる時に。天照大御神の大詔以て。天熊之
大人と云。遣ひて。其御身に生れる穀物とも。取
取らせ給へる事あり。其天熊之大人。傳に。此神
名他書に所見ある事なり。或人武三熊之太人
一ツ神れらむとされど
然レ云々あは時の御使れと。勤むる天上の

卑き神ぬるにや。と云れぬを。此を決く同神ぬ
るへくを所思る。はるを。此時の事情を思ふに。天
照大御神の須佐之男命に。由緒ぬく葦原中國に。
宇氣母智神と云神ありと聞て。汝行て視るべし。
と詔へるも。甚深き所以ある事ぬるべき也。須佐
之男命の天降坐て。其神を擊殺し給へる由。奏し
給ひしを。御怒坐て。一日一夜隔離して。任坐し
を。その事のぬる。須佐之男命の然も。宣へとも。
甚く惜しと所思看す大御心の餘りに。猶案否か
糺し給むとて。天熊之大人を遣して。視しめ給

ひじに家マコトに既にステ身まのり給ひありき。然シカはに。其
 御身より種々クサクの物とも生ナリイテ出あり。さて大御神
 の甚イダく惜ナレみ給ふも理コトワリれり。尊ウツクシき神に座坐せをこ
 そ。の。は奇クシレビ靈レイれる物とも。其御身より生ナリイテ出
 ぬれぬれと思オモはして。其ソノ取ツクて大御神に獻マカるに。
 果ハタして喜ウレシをし給ひあり。然シカれを此時の御使ミコトノに。
 る卑ヒキ神に命オフせ給ふべくも非アず。後ノチに大御神の。宇
 給ふ事の。細コト。畧リョウ。ぬ。は。は。と其穀物とも取ツクて。大御
 ぬ。せ。も。思。ふ。べ。し。は。は。と其穀物とも取ツクて。大御
 神に獻マカれるぬ。と。甚イダも忠實マメゴロ心の至イダれは事。賤ヒキ神の
 所レ爲ワザとも所思オボエは。是コトを決キマて大御神の御子。穗日命

の御子。武三熊之大人。初ハジメを遣ツクさえ給ひけむ。故カ其
 功イダ勞ラウ初ハジメ給ひて。三熊之大人とも。天熊之大人と

も云イハひ。天アメて天上アマノに。神カミに坐イマす。故コトに云イハひ。武タケと稱ナ

御ミコト巫ヒメ清スガ生ナマ云イハ。常トコ陸リク。國クニ郡ノ考カウに。真マコト壁ツツ。郡ノ祭マツル云イハ。神カミ代ノ郷ノ
今イマ龜カメ熊クマ村ムラ是コト。肌ヒ。初ハジメ。神カミ給タマ。肌ヒ。真マコト壁ツツ。郡ノ祭マツル云イハ。神カミ代ノ郷ノ
制セよ。了シ。稻イネ。字ナリ。初ハジメ。省シヨウ。き。て。訓ツケに。其ソノ義カミを。遣ツクせ。と。見ミ。仰ウケ。
和ワ名ナ。鈔シウ。石シタ。見ミ。因イン。品ヒン。知チ。郡ノ。淡タン。路ロ。因イン。三サン。原ゲン。郡ノ。と。も。に。神カミ。給タマ。
初ハジメ。久ク。萬マン。志シ。呂ロ。と。訓ツケ。す。是コト。代ノ。を。省シヨウ。き。て。訓ツケに。遣ツク。せ。と。
云イハ。々々。神カミ。代ノ。卷マキ。保ホ。食シク。神カミ。の。身ミ。よ。と。生ナマ。と。る。粟アハ。稻イネ。取ツク。持テ。
て。大オホ。神カミ。代ノ。奉ホウ。る。人ヒト。初ハジメ。天アメ。熊クマ。人ヒト。と。云イハ。持テ。統トウ。紀キ。奉ホウ。奠テン。初ハジメ。
マ。タ。テ。マ。ツ。ル。と。よ。免マフ。了シ。倭ヤマト。姫ヒメ。世ヨ。紀キ。後ノチ。稻イネ。撮ソツ。總ソウ。令ノリ。撮ソツ。
而シテ。皇ミコト。大オホ。神カミ。宮ミヤ。御ミコト。前マヘ。縣ノ。久ク。真マコト。爾ニ。縣ノ。奉ホウ。世ヨ。紀キ。後ノチ。稻イネ。撮ソツ。總ソウ。令ノリ。撮ソツ。
侍シ。所トコロ。の。供ツケ。采サハ。初ハジメ。太タ。ク。マ。と。云イハ。と。き。け。て。猿サル。祭マツル。目メ。近チカ。大オホ。
名ナ。と。い。ふ。狂キヤウ。言コト。以ヨリ。も。オ。ク。マ。の。詞コトバ。あ。り。又マタ。陰イン。德トク。太タ。平ヘイ。
記キ。嚴エン。鳩トビ。の。御ミコト。久ク。采サハ。卷マキ。敷シキ。と。あ。る。も。是コト。肌ヒ。と。接ツグ。早ハヤ。竟オハ。る。
免マフ。の。轉テン。語ゴ。肌ヒ。と。云イハ。重オモシ。春ハル。云イハ。天アメ。熊クマ。人ヒト。を。ア。メ。ノ。二ニ。字ジ。
マ。ビ。ト。と。訓ツケ。る。非ア。肌ヒ。と。此コト。記キ。傳デン。に。之シ。大オホ。の。二ニ。字ジ。

松脱せる由云れあるは従ふべし然れどもアメ
ク不と續けて訓き師もあつて訓れあるといふ
大方の例に因てアメノと訓べくもサテ和名鈔
に離駁経注云猪精米所以享神也和名久萬之禰
とあり我の豊前國にて神に獻る米はミクマと
云も古言の違れぬ御供米の字音と思ふ
非大背飯三熊之大人とも號け給へる肌了大
尊稱貴む正身飯師説の規く波岐の地を
た殿の畧言の其も御給は背飯て天に登るを
せみ云れ此御名とも大御神より賜へる御
名天夷鳥命を此國に天降坐て功績あつし松彌
ひある御名天鳥船神を三津埼に御使に立て給
へる松彌ひある御名にて異名同神に坐まひけ
る松彌ひある御名にて大人神を坐る松彌ひある

○百三十段に大國主神白皇美麻命之將靜坐大倭
國而云々とある傳に此間を那は未皇美麻命の
大和國に宮敷坐むと天皇祖神ぬちも議定免
給むざる時肌は此大神の如此しも詔へるを
彼國を本より後に皇美麻命の宮敷坐すべき地
と彼國作の時より心に含みて作て設け給へる
肌るべし云々と云れある案にさる言にもあれ
と大和國は大宮敷坐すべき地と定め給へる事
を猶古くよりの事とそ所思あるさあを天神諸
の大御言以て男女二柱大神に是漂在國を修理

固成せと詔へる事を固成生て其地に青人草菰
 蓄息しめをぬ其菰治す君菰も置給をむとの大
 御心に座坐す事を申すも更なれを二柱の大神
 に国土生せ給ふにも其君の宮敷坐すべき地の
 事まで鄭重に御誨有し事成りけむ故に二柱大
 神御婚坐てよつ大倭豊秋津嶋菰生給へる時
 も既に大宮所の固を定め坐しりぬけり故
 此固名菰天御虚空根別とを云へるける其段の條
天御虚空根の名義が謝如此て大倭豊秋津嶋
 の中にて大和固を別て大宮地と後に成じ給へ

〇る事と二柱神の国土菰産給へる状を人の兒菰
 生む如くにて其生出給へる物を微の物成りけ
 むる年菰経る隨に国土殖行て今の如くに成れ
 る物成る事を故大人等の説の如く成るを大和
 固を其生出給へる大元の地成らむと所思ゆ其
 を此固菰大祓詞に四方之固中登大倭日高見固
 とある菰縣居翁の説に夜萬登固を四方の眞秀
 成る菰は免て天津日の虚空の眞秀に高くある
 ほとに譬云成り常に日の天の眞秀に在菰日高
 くと云是古より云成らへる言と聞ゆと云れぬ

汝如く誠に四方國の眞秀ある高き國ぬるべけ
 也をぬりされを。太和國を。大宮敷坐すべき地と
 也。男女二柱大神の御子生の時より定め旋て給
 へる事にして。大倭豊秋津嶋産給ふと云むが如く
 思へ。猶其本を尋れを。天神等の御事依の時に
 詔こち給へる事にさりける。故是を以て。男女二
 柱大神も。此國に大宮敷坐しけむ故に。大國主神
 也。皇美麻命の鎮坐さむ大倭國とて定めて宣へ
 ぬれりけり。男女二柱神の此國に大宮敷坐し事也。菊池正古が皇祖宮所考に詳ぬ。
 ○同段に。大國主神云々。已命之和御魂取託八咫鏡

テノヤマトノオホモノ而倭大物主擲瓊玉命ミコトノタマハミナナテ而令坐大ニ輪之神奈
ヒニオレト備已命之子味鈕高日子根命之御魂令坐葛木之
カモノ鴨之神奈備事代主命之御魂令坐宇奈提之神奈
ヒニカ備賀夜奈流美命之御魂令坐飛鳥之神奈備而云
 々。とあるを思ふに。取託八咫鏡而と云事也。大國
 主神のこにを非で。高日子根命にも。事代主命に
 も。賀夜奈流美命にも係りて。其三柱の御魂がも。
 八咫鏡に取託て。其々の神奈備に坐せ奉りたる如
 上文に譲りて畧けるぬるべく所思ゆ。然らざれ
 を。此神たちれ御魂を取託る物品を。更に載すべ

き理ぬるは思ふ。○百二十三段の傳に顯幽の事は詳に論れぬる
を信に残る隈なく説盡されぬ。萬世不易の確説
ぬけ了。此に就て考るに大國主神の豫母都國
に到坐て須佐之男大神の御稜威を受給ふ御璽
と。彼廣矛。此事九十九段に云。生太刀生弓矢取らして
還坐。彼廣矛を皇美麻命に奉らして其を以
て國を治免しめ給ひぬる。彼生太刀生弓矢の
顛末。師も如何とも云れざる。偶考洩される
は成べし。抑此品の事を傳無れを知らべき様ふ

けれど例の試に云々。大國主神の顯明事。皇
美麻命に避奉り。幽冥事。己命の所知食す事と
成て杵築宮に鎮坐す時に御體の御守と同御殿
に安置て其を以て幽世の御政事を行ひ給ふ事
とを窺ひ奉らぬ。其を須佐之男大神の豫母都
平坂まで追到坐して顯國玉神とぬきと詔へる
を此顯國を皇美麻命に讓奉り。幽世に入て顯國
に御靈を幸へよとの御言ぬる。彼廣矛を皇美
麻命に獻らし上。他に須佐之男大神の御靈
禪の品ぬく。顯國玉神とぬれとの御言を果すべ

き御璽もあらざるに。熟思ふべし。但し天沼琴を
 有れど。此も主と須勢理毘賣命の。夫神の御功徳
 後より助奉ると。父神の御璽を受封所知食す
 御璽にやとそ所思ある師説と異なり。尚八十六
段に云る。此立復り見て合
考ふ。百三十六段の星神の傳に。藤原濱成ぬの天書
 と云物に。其始に記して。諾尊斬温突血成赤霧。天
 下陰闇直達天漢。化三百六十五度七百八十三磐
 石。是謂星度之精也。云々とある天書を。弘仁の頃
 に記せる物ぬきを古けれ也。此を漢籍に星石也。

とあるに合せて作れる。異説と見ゆれを。據とす
 法に足らずと云れぬるに因て。尚熟く考るに。其
 の中に斬温突血成赤霧と云ふ事。まゝ其即て星
 と化せりと云事。古傳に据て記されし物
 にあらざるにや。さるも。其時の血を。天上小も
 激上れる計の事にし在れを。其勢の烈しくして。
 冥にも赤霧の如く。虚空に立昇り。其即て大にも
 小にも凝結して。無量の星と成れる成るべし。
事大。師説まゝ佐藤信淵の説もあ
きど。皆推測の説おれを。據があし。此説の如くぬ
 は時を。高田與清の棟梁集に。星は火氣の義とせ

るを然^ナる言^ハぬ。其^ノを師^ノ説^ハの如^ク。火^ヲを即^チ血^ト血^ヲを
 即^チ火^ト火^ヲを即^チ血^ト血^ヲを。師^ノの外^ニ因^リ説^クに因^リ
 て。此^ノ大地^ト同心^ニ質^ノの物^ヲを。と云^レれぬ。如^ク火^ノ火^ノ火^ノ
 の。それ皆^ハ皇^ノ産^ニ靈^ノ神^ノの産^ニ靈^ノの御^ノ魂^ニに依^リて依^リるこ
 とを。云^フ巻^ノも更^ニぬ^レ了^ス。師^ノの天^ノ書^ヲ引^キ出^スる。又^ハ引^キ出^スる。釋^ノ紀
 ち。原^ノ書^ニに。新^ノ遇^ノ矣^ト。智^ノ之^ノ血^ヲ成^ル赤^ク霧^ト。と云^フ。出^スぬ。見^ル
 鈴^ノ屋^ノ翁^ノも。記^シ傳^ハ云^フ。天^ノ書^ヲを。天^ノ書^ニに。見^ル赤^ク霧^ト。と云^フ。出^スぬ。見^ル
 あり。ま^ニと。天^ノ書^ニに。源^ノ光^ノ海^ノ翁^ノと云^フ。人^ノの跋^ヲ文^ヲ添^フ
 あり。其^ノに。右^ノ天^ノ書^ニに。紀^シ十^ノ卷^ノ。藤^ノ原^ノ濱^ノ成^ル御^ノ之^ノ所^ニ作^ル而^シ
 古^ノ書^ニに。信^ニ者^ト也^ト。と云^フ。此^ノ亦^ハ誤^リぬ。濱^ノ成^ル主^ノの記^シ其^ノ
 此^ノある。天^ノ書^ニに。こ^ノ所^ニあ^リぬ。天^ノ書^ニに。紀^シ文^ノ和^ノ二^ノ年^ノ其^ノ
 部^ノ兼^ニ復^ス主^ノの。藤^ノ右^ノ府^ノ閣^ノ下^ノの。御^ノ本^ノを。以^テて。書^ヲ寫^シせ^ル
 由^ノの。奥^ノ書^ニあ^リ。天^ノ書^ニに。大^ノ樋^ノ口^ノ氏^ノと云^フ。へ^ルぬ。相^ノ摸^ルに^テ

遊^テ。大^ノ伴^ノ氏^ノの家^ニに。て。馬^ヲせる由^ノの跋^ヲあ^リ。樋^ノ口^ノ氏^ノ
 何^ノ世^ノの何^ノ處^ノの人^ノぬ。年^ノ月^ノ間^ノ所^ニを。載^シさ^レぬ。
 持^テある本^ノに。ある。此^ノ云^フぬ。馬^ヲし。
 ○百^ノ廿^ノ七^ノ段^ニに。經^ノ津^ノ主^ノ健^ノ御^ノ雷^ノ。二^ノ神^ノの。荒^ノ振^ノ物^ノも。ぬ。

神^ノ攘^ヲ々^ク竟^テ。天^ノ上^ニに。復^シ命^ヲし。給^フむ。と。爲^シ給^フぬ。條^ノに。
 隨^フ身^ノ之^ノ器^ヲ。仗^ニ甲^ノ戈^ノ楯^ノ劍^ノ。及^シ所^ニ執^ス玉^ヲ。悉^ク留^メ置^ク常^ノ陸^ノ信^ノ太^ノ
 因^リ高^ノ來^ノ里^ニ而^シ云^フ々^ト。とある。何^ノの故^ニぬ。とも傳^ヘに
 云^フぬ。れ。ざ。れ。と。此^ノ品^々も。必^ズ皆^ハ御^ノ身^ニに。隨^フて。こ。そ。天^ノ
 上^ニに。還^リ坐^スす。べき事^ヲぬ。は。に。此^ノ因^ニに。遺^シ給^フぬ。殊^ニに
 常^ノ陸^ニに。留^メ免^メ給^フへる事^ヲ。其^ノ所^ニ以^テぬ。く。て。あ。ら。め。や。此^ノ
 と思^フに。彼^ノ石^ノ根^ノ木^ノ株^ノ草^ノ片^ノ葉^ノ青^ノ水^ノ沫^ノは。で。喧^ノ響^ノひ

御社也とある。平岡大神とて天兒屋根命を申し。

姫神と云。謂ゆる三柱姫大神。多紀理毘賣命。狹依

命と所聞あり。と云れぬと云。姫神と。三柱姫神と

を思われず。春日祭祝詞に。鹿嶋坐健御賀豆智命

香取坐伊波比主命。枚岡坐天之子八根命。比賣神

四柱能皇神等能廣前仁白久云々。清和天皇紀に。

貞觀元年正月廿七日。奉授河内。國勲三等枚岡天

子屋根命正一位。正四位上勲六等枚岡比咩神從

三位。願説に。鹿嶋香取二柱大神あり。既に正一

位。位極め給ふ。枚岡神三柱也。いまだ極
位。春日社へ。是時。授奉。給ふ。是
末。春日社へ。是時。授奉。給ふ。是

と見え。比賣神を枚岡社の相殿に坐す神に

坐せを。決めて兒屋根命の後神ミササギなる神の

傳無れを三女神を祭るべき由緒エを非ざるを知難し。

扱又師説に。神名式ニなる比賣神社とのウケあるを

惣て三女神に坐す由云れあるも信難し。此コも

十に七八を本社アル或も同國アル或も同郡アルに坐す神の

后神キミガミを祭れるカらむと思はゆ。所由ヨあり。此を

猶熟く考へる。委クハしく云むとほ。

○百三十一段に。事代主神の八尋熊罴ヤヒロクマワニに化て。三嶋

溝咋比賣ミナヅヒメに通坐カヨミマセる處の傳に。その現身ウケレシを隠カ給

○海にぬ。海にぬ。故に。三嶋までの海に。此、漁にぬ。
○了て通ひ給へるぬ。と云れぬ。然、此有る。然
じ。但し文の上にて。鰐と化して。然、あらに通
坐、趣に聞ゆれと。然、三嶋に到坐して。元
の御姿と成て。到坐せしぬ。鰐と化して。海に没
給へる。然、見て。語傳、由あるぬ。けり。大、此
○百三十四段の傳に。御戸開の時、御名の出ある
諸神、ぬち。谷々、其々に功有る事、申すも。更ぬは
中に。天、宗、受賣命の功、ぬちも。殊に卓れぬ。然、は
む。此神のぬちと歡、ぬち笑く物、給へる。俳優に。八

百萬神の感動、了笑し故に。大御神を怪みはし。其
俳優に御心感き給へる故に。兒屋根命の廣き厚
き彌辭も。御耳に入て。石戸に細目に開給ひ。石戸
に細目に開給へる故に。ぬち御鏡に。大御形の映
れは。彌怪しと思して。稍戸より出坐しぬ。手
力男神を。引出し奉はこと。ぬちも得給へる。と云れ
ぬ。ぬち。本末違へるに似ぬ。さるぬ。五十六段に
論へる如く。大御神の御心のまづ感給へるぬ。兒
屋根命の大諄辭言に因てぬ。其時、しも宇
受賣命の俳優爲給ふに。彌見所行し給むぬ。の御

心に決了坐了とこそ窺ひ奉るれ。此を彼八咫鏡に大御神の分御魂と齋ひ奉る。其御前にして兒屋根命の丹心を凝して廣き厚き彌辭竟給へるれを。其大御神の大御心に貫徹て感初給ひけむ事と所思る。師を其所に考へ洩されぬる故に宇受賣命の功に最第一と立られぬる御説を出ぬるれをけり。五十六段に立復て天孫降臨追次の考に西田直養の説に云忍穂耳命をも速須佐之男大神と劍玉御誓の時に大御神の丸の御美豆良の玉より生出給ひて正

に大御子に坐ます物ら高木大神の御血統を坐ます云々と云へるを甚むき旨説ぬ。何を徴として説へるに。抑天照大御神を伊邪那岐大神の御身條に生坐し伊邪那岐大神を皇産靈大神の産靈の御功徳に頼て生坐る事。著明き也。皇産靈大神をしもいまお夫婦交合の事も聞えぬ以前にしあれを伊邪那岐伊邪那美命の生坐るれを如何にして生坐しけむ傳れければ詳に知るべき由りければ交合して生坐るならで血統無と云ふ。天照大御神も伊邪那

岐伊邪那美大神の御子にあらば。忍穗耳命も。大御神の御子に非ずと爲む。然を云をるまをく。こそ。且此論の如くを。忍穗耳命の御子。邇々藝命も。高木大神の御女萬幡豐秋津比賣命の御女玉依毘賣命の御腹に生坐も。於坐と。豐秋津比賣命も。高木大神の御通坐して。生坐る也。非ずや。測奉るべきに非ざれを。此をまぬ御血統の有無を知るべらば。あらく云ふに至らむ。其弊害甚とせず。神の御上も。然る道理先とする物に非ば。測るべきを測るべらざるを測らぬよ。

○外をぬき高木大神は。日月神の御託宣に。我祖と詔へるのらむ。日月神も。皇産靈大神の御末と知奉る。皇産靈大神も。天之御中主大神の天の真中に坐まして。宇宙は主宰を給ふ御功德の中に生坐るぬを。其御子と知奉るて有るぬべし。

○百三十九段の頓丘の傳に。神代紀に。頓丘此云毗陀鳥とあり。口決に。頓丘小丘也。と云はるの如し。毛衛風は。送子涉河。至于頓丘。とある。師古注に。丘ハ一成ノ爲ニ頓丘。と云ひ。爾雅釋丘に。丘一成一爲ニ敦丘。云々。故師説に依て説むと。抑比多とも。百三十六段の

傳に毛波良を全純肌了云々純と比良と同言肌
了。比良と俗に比良爾と云是と見えまぬ三十二
段の傳に野原海原の波良も素も比良肌了漢籍
に平地はと海平肌と云も其義おのづから符へ
了。俗に平山平地肌といふ平も同心と云れぬる
に頼て思へむ。比多丘とを平丘にて餘に高の
らず平肌る丘云なるをけれむ。口決に小丘也
と云はを當れ了。されむ其義を得て頓丘とを書
きぬる肌らむ。日良師皇皇大師の神本

○同段事勝国勝長狭神の神伝傳に神代紀にその

亦名は鹽土翁とも有了て其事は記せる趣を考
ふるに神とを云へと。火神水神おぬ大名牟遲神
少名牟遲神肌と申す神の意とを少異にして後
世に因司を守と稱ふ如く守まぬ長那との義肌
はべく所思ゆる肌了と有了て其例とも擧られ
ぬれと此を餘了思慮の深きより中々に思誤ら
れぬ了と所思ゆるを武夷鳥命肌とを天上よ
了降了て邊鄙を平給ひし功績有て御名高き故
に其功は美て夷鳥と稱へ申すをの了の神に坐
すは。夷鳥を。亦名は武三熊之大人とも天熊之

大人とも稱して。神とも命とも申さぬ例もある。
 故思へを。事勝国勝長狹神も。一名狹鹽土老翁と
 云ふ。故以て。上に載せる師説を立難くこそ。殊に
 此神も。伊邪那岐大神の御子に坐して。奇き方
 術さへ知て給へる。故も。おま常の神と見て何の
 害も非むとを思ふ。武夷島命の夷と云事三十八
故其御名狹引出ある國に余此に云て必記傳に
比那と云言の本の意。舊き説に。此無と云ひ。師
田居中と云も。田の下のとも云れ。き。何れも。宜しと
聞え。亦と云れ。あ。重。春。考。る。に。此。若。く。も。風。其。莫
に。て。非。さ。る。る。布。理。を。比。と。切。る。邊。鄙。を。邊。鄙。の。宮。あ
ぬ。る。風。の。莫。け。れ。を。風。を。但。し。邊。鄙。を。邊。鄙。の。宮。あ
る。も。の。な。れ。を。然。て。云。難。し。と。思。ふ。も。あ。る。べ。け。れ
と。今。の。俗。言。に。も。疑。た。形。も。風。も。無。れ。と。云。狹。思。へ

且風ど云言の本。振と。同言にて。其振。て。狹。威。を。
 振る。風。と。も。云。ひ。大。鏡。に。鹿。嶋。神。狹。大。和。國。の。三。笠。
 山。の。邊。を。奉。る。事。振。奉。る。と。漢。籍。に。士。氣。振。風。と。云。
 御。稜。威。を。云。へ。る。言。の。又。漢。籍。に。士。氣。振。風。と。云。
 も。同。義。風。足。又。健。松。包。あ。る。語。に。云。小。備。も。布。理。の。約。
 に。て。風。に。振。の。意。松。包。あ。る。語。に。云。小。備。も。布。理。の。約。
 布。理。の。本。義。も。健。松。包。あ。る。語。に。云。小。備。も。布。理。の。約。
 ら。ぬ。に。も。弘。く。通。る。語。と。成。れ。る。に。云。狹。本。に。て。然。
 を。天。皇。命。の。大。宮。に。て。天。下。四。方。に。降。伏。す。然。奴。
 有。れ。を。直。に。兵。卒。出。し。て。伐。討。ひ。給。ふ。に。云。狹。本。に。て。然。
 大。稜。威。を。振。り。備。へ。給。へ。る。所。に。思。ふ。に。後。人。尚。よ。く。考。
 て。振。莫。と。云。あ。る。や。く。所。に。思。ふ。に。後。人。尚。よ。く。考。
 よ。へ。て。

○百四十段。猿女君の傳に。稗田も。大和國の地名に
 て。天武天皇紀に見えぬ。其本家を。此地に住け
 る。故に。やぶて其地名を復姓として。猿女、稗田、公

と彌イヒむ。便タガにまゐせて直タダに稗田とのと彌イヒる。此氏を云々。弘仁私記序に。天鈿女命後也。と有れを。錯サマれき氏サレメ也。古事記序に。稗田阿禮とあはれ。決カタく此氏のサレメ。猿サレメ也。事と所思オホエあり。と見えあり。と。靈能眞柱の末に。師の古事記傳に。古事記の本ホ起し給ひし。天武天皇の元年申年サレ也。しに。其撰録ソノし。元明天皇の和銅元年も申年サレ也。かくておほけなく。宣長此傳アラハ著し。初ハジる今の。大御代の明和元年サレも。まゝ申年サレにあはれる事。おれむ。竊ヒソカに奇クニし。み思ふ。といわれあり。宗ムネに奇クニし。

き事コトぬるに。扱サツけて思ふに。おほけぬ。篤胤師説。お本ホと。して。この靈能眞柱の書アラハ著し。あり。この文化九年も。万マンあ申年サレぬる事コトおれむ。まゝ竊ヒソカに奇クニし。思ふ。と云れあり。と。因ユヅルて思ふに。稗田阿禮。戸主トシの。猿サレメ女君メノ氏ノにて。古事記に記されぬ事コトも。お暗カクレに記居キて。世に傳へあり。もまゝ奇クニし。み思ふ。と。おれ也。抑サメ猿サレメ女君メノ也。其夫神ヒトノカミ猿サレメ田タ毘古ビコ大神ノの。猿サレメと云ふ御名ミナお負オヒあり。のノにて。其仕奉ツカサる職シヨク也。已命オシノミコトの元モトよりの職シヨクにて。彼大神カミに關アツカる事コトに。非ヒず。其ソノお氏人ノの嗣ツギ々ク傳ツタへて。後々ノチノチおで。猿サレメ女君メノと。

云ふ由を師の云れあるの如し。如此て猿田毘古
神の佐田を。出雲國の地名にて。獸の佐流の義に
を非されぬも。歌の本名佐流は百五段に云ふ
其佐田即て獸名の佐流に取成て。宇受賣命
に猿母と信負せ奉らむ。此命にけり。然はを。此命
素より猿母の所行に勝れて。その俳優の状。母の
老猿の所行に似ある故に。されを猿田毘古大
神の御眷の猿を。命に負せ給ひて。誠に
獸名の佐流の義に。面もあ師説に詳れ。抑
皇美麻命の御天降坐せる。此も天津日繼の起原

に坐して。皇國の御道也。此時より起すける。但
神魯岐。神魯美。命の始給ひ傳へ給へる道に事
て。言卷も更おれと。其も天上にての事。以てあれ
を。今云ふ限。然はをまづ。皇美麻命の御天降坐む
まにあらす。とする時に。天照大御神の寶祚之隆。當與天壤無
窮矣。と宣へる大御詔に。君臣の道也。萬世のけて
確乎に立給へる事を。更にも申さず。神魯岐神魯
美命の御言以て。高天原に事始究て。天都祝詞の
太祝詞言事依し給へる事。此と凡て。此皇道の起
すにぬむ有る也。この御天降の時しも。由緒ぬく
猿田毘古大神。天の八衢に参迎ひ。御前を拂ひ

つ。日向の高千穂峯に郷導き奉らる。必幽契
有るべき事おれども。其由如何とも知るべき
らぬ。顯に見えある状。以て試に云む。皇
美麻命の御天降坐すに屬て。国神の最初に歸伏
ひ奉る。徴と大義。立給へる。猿田毘古大神に
肌も座坐せける。但し御天降の以前に。國神あり
も更肌と。今度御天降に因て。降伏奉る。徴と出
迎へ給へる。此神降除て。誰の神の座坐さむ。
其功績。稱へて。皇美麻命さへに。猿田毘古大神
と詔へる。にや有らむ。師も皇美麻命さへに。大神
大神とえ別れる事と思へる。常に尊みて申す
と云れおる。さういふ。おむ。されを。此大神をも。

古皇道の起原ある。天日嗣の皇美麻命。郷導き奉
らる。其御靈の幸ひ坐す徴と。己命の御名の佐
流て。毎年に。何もなく物さしめ給ひ。在る其毒神
の職名。負へる。猿女君氏の阿禮刀。自の如き奇
しき。女。出して。御道に幸へ給へる。にを有けむ。
是を誠に探索ある。臆断にもあれど。のく思ひ寄
する。よめ外を非ずぬむ。後々猶熟考へてよ。

此書を。古史傳の次々に出來る。隨に披讀て。物
しつる。にて。全く書終るも。明治四年の九月

つ十四日卯る松。今昔年月の十九日に。廣田神社
有犬宮司坊次。龍田神社大宮司に轉任。於て。奈良
れる中教院の知院にて在ける時。まぬ更に書
たとのへむとす。に屬て。加へる。削てもし
受つる。近頃出來る書籍をも。引出
はもあ。故近衛のお。御。記。給へ
の御位と。打符合さる。見。人。怪。み。そ。よ
あ。明治七年四月廿五日。の。重。春。其。事。御
さ。其。神。の。幸。心。坐。中。御。命。の。時。の。御
古史傳拾遺下卷終天日圖の皇美祿命神靈

神活物也。人亦活物也。以活物說活物。其變
豈有窮也哉。譬之畫龍雲雨晦冥中。纔露
頭角。或現爪牙。而寫得其全身者。未之有
也。蓋以其變幻不測。不能捕而視之耳。自
荷田先生首唱古學。志士始知所嚮。岡部
先生。舉旆崛起。聞風而興者。益多。本居先
生。撞頑破陋。異學之徒。始知所懼。及平田
先生。出起雲。降雨。霹靂震撼。海內耳目。殆

爲之レ一新。此四先生者。眞所謂豪傑之士也。雖然。今而視其說。則猶不能無遺漏。甚矣哉。立言之難也。夫方今所歎者。教法而所乏者。教師也。苟自非奮然蹶起。注眼高遠。以繼四先生之志。將何時而見殊方異域。盡歸我レ。而無其全良者。未之有也。皇化哉。嗚呼。今之時。是何時。若使四先生再出乎今日。則其明論卓識。驚世醒俗之談。

將有異於當時也。然而今日。學者不知變通。徒株守先哲成說。往々受頑固之誚。於異端之徒。而不耻。是大可怪矣。家兄與余同憂者也。頃日著古史傳拾遺。郵寄求評。余謂是瑣々小冊耳。不必問之於世也。而余之所最喜者。家兄之以活物說レ。神也。苟今世而

皇道自任之士。同心于此。精思焦慮。益講明



皇斯學。則先哲之大志。或可繼矣。異端邪說。輒或可熄矣。而皇化之宣於海外萬國。可期日而待也矣。是余平日之持論。而蓋又家兄之所深望乎。世人也。由則曰。著古史。其意。皇極經世。其意。第。渡邊重石。九謹撰。明治七年甲戌十二月。到矣。余只與余。

明治九年一月廿四日 版權免許
同治十四年八月出版

八分
定價金壹圓

同二編
著述人

龍田神社官司少教正
福岡縣士族豊前國中津
渡邊重春
大阪府下大和国平群郡立野村寄留

出版人

大阪府大和国平民
中澤治平
同府同国添上郡奈良東向中町廿五番地

弘通

大阪北久太郎町四丁目
西京室町通御池下
柳原喜兵衛
池村久兵衛

古史傳拾遺下卷終

渡邊大人著書目錄

古史傳拾遺

三冊 刻成

古史傳目錄

二冊 近刻

六史提要

三冊 刻成

教義諺解

二冊 刻成

打蟹論

二冊

休暇漫筆

四冊

近世神異紀聞初編

二冊 刻成

同從二編至五編

八冊 近刻

名二負杜

二冊

敬神畧說初編

三冊 刻成

同二編

一冊

龍田考辨

一冊

豐前志

四冊 出

八代集錦乃佐以手

二冊

萬葉集錦乃佐以手

二冊

諸神通用祝詞

折本 刻成

